

和歌山県監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月25日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 秋 月 史 成
和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山下津港湾事務所	令和3年2月17日 令和3年3月17日

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

駐車場使用料の徴収委託について、委託業者から報告のあった計算書に記載不備があるにもかかわらず、内容を確認せずに収入調定を行っていたので、現金徴収機の記録を確認したところ、収入調定額と一致していなかった。

よって、早急に調査を行い、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理手続の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 注意事項

港湾施設災害復旧工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。